

○八戸圏域水道企業団予定価格事前公表に関する要領

平成13年11月1日

改正 平成15年5月1日

平成19年4月2日

令和2年11月25日

令和7年3月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約の過程における透明性の確保及び競争性の向上を図るため、予定価格の入札執行前の公表(以下「予定価格の事前公表」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表は、次に掲げるものの一般競争入札及び指名競争入札について行う。

- (1) 建設工事
- (2) 測量業務委託
- (3) 建設コンサルタント業務委託
- (4) 地質調査業務委託
- (5) 樹木管理等業務委託

(公表の方法)

第3条 予定価格の事前公表は、一般競争入札にあっては入札公告への記載により、指名競争入札にあっては管財出納課前掲示板への掲示及び指名通知書への記載により行う。ただし、電子入札を行う案件については、電子入札システムへの登録により行う。

(一部改正〔令和2年11月25日〕)

(入札回数)

第4条 予定価格の事前公表の対象になった入札の回数は、1回とする。

(一部改正〔令和2年11月25日〕)

(積算内訳書の提出)

第5条 予定価格の事前公表の対象となった入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書(以下この条において「積算内訳書」という。)を提示しなければならない。

2 積算内訳書の提示のない者がした入札は、無効とする。

(一部改正〔令和2年11月25日〕)

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年11月1日以後に実施する公告及び指名通知から施行する。

附 則(平成15年5月1日)

この要領は、平成15年5月1日以後に実施する公告及び指名通知から施行する。

附 則(平成19年4月2日)

この要領は、平成19年4月2日以後に実施する公告及び指名通知から施行する。

附 則(令和2年11月25日)

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸圏域水道企業団予定価格事前公表の試行に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月25日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の八戸圏域水道企業団予定価格事前公表に関する要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知をする入札について適用し、同日前に公告又は指名通知をした入札については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる要領の規定中「の試行」を削る。
 - (1) 八戸圏域水道企業団条件付き一般競争入札要領(平成29年11月8日制定) 第12条第2号
 - (2) 八戸圏域水道企業団電子入札実施要領(令和2年11月17日制定) 第12条第2項
 - (3) 入札参加資格、当該資格を有する者の名簿、指名基準等に関する規程の公表に関する要領(平成15年8月1日制定) 第2条第11号